

議事要旨(3) IFRS財団公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS財団定款の修正案」へのコメント対応

冒頭、小野委員長より、IFRS 財団公開草案「体制とその有効性についての評議員会のレビュー：IFRS 財団定款の修正案」へのコメント対応に関する審議を行う旨が説明され、その後、川西常勤委員より審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 市場・金融規制当局者が審議会のメンバーとなることを禁止する必要はないものの、必ず審議会のメンバーに含めなければならないとする定款変更案に賛成しないとするコメントの方向性に同意する。
 - IASB メンバーの各々が IASB の「概念フレームワーク」を尊重することを要求する定款第 29 条については、以前より問題意識を持っており、いずれかの機会には当該条項の見直し要否についての議論は必要と考えている。ただし、今回のレターでコメント対象としない取扱いについては特に異論はない。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「概念フレームワーク」を尊重するという規定を設けることは、ボードメンバーの変更等に関わらず一貫性を持った基準開発が期待されるという面もあり、肯定的な側面もあるのではないかと考えている。むしろ、「概念フレームワーク」の内容自体の見直しが適切に行われることが重要であると考えており、内容面の検討に注力していきたいと考えている。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「概念フレームワーク」が存在しなかった頃には、国際的な力関係が基準開発の方向性に大きな影響を及ぼしていたという状況があったと認識している。各関係者がそれぞれの利害を主張し、利害調整を経て会計基準が作られていくようなプロセスには反対であり、概念的なアプローチは維持されるべきであると考えている。
 - ある委員より、次のコメントがあった。
 - コメント・レターについて、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）と連名ではなく、企業会計基準委員会（ASBJ）が単独で提出する可能性があるとのことだが、その理由についてお伺いしたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 今回のコメント・レターの内容に鑑み、企業会計基準委員会が単独でコメント・レターを提出しても差し支えないと考えている。

最後に、本公開草案に対するコメント・レターを事務局が提示した内容で IFRS 財団に提出することが了承された。

以 上